

発行 川越市議会 編集 川越市議会事務局 電話 049-224-8811 (内線3621・3622)

平成17年
3月
定例会から

平成十七年度当初予算

などを可決

自動車の「川越」ナンバー創設の

実現に関する意見書を可決

平成十七年川越市議会第一回定例会は、二月二十八日開会され、会期は二十五日間で、継続審査案件を含め七十一件の案件を審議し、三月二十四日閉会いたしました。

表の時期及び方法を定めたものです。

川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決

人事院規則の一部改正に準じて、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、新たに特別休暇を受けられる場合として、職員の子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合を追加し、五日の範囲内で特別休暇を取得できるようにしたとともに、規定の整備をしたものです。

川越市乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決

支給の対象を拡大するため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、従来小学校就学の始期に達するまでの乳幼児の入院及び通院に係る医療費が支給の対象でしたが、入院については支給の対象を中学校卒業までに拡大し、併せて、通院の場合の自己負担を廃止するものです。これに伴い題名を「川越市子ども医療費支給に関する条例」と改めたとともに、規定の整備をしたものです。

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する

条例

川越市乳幼児医療費支給に関する条例の

一部改正など
十二件を可決

川越市行政組織条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決

第五十九回国民体育大会が終了したに伴い、国体事務局を廃止するため、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、国体事務局に係る規定を削除したものです。

川越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を定めることについて 原案可決

地方公務員法の一部改正によ

り、新たに「人事行政の運営等の状況の公表」が義務づけられることに伴い、本条例を制定したものです。

主な内容は、任命権者が市長に対して行うこととなる「前年度における人事行政の運営の状況の報告」及び公平委員会が市長に対して行うこととなる「前年度における業務の状況の報告」について当該報告の事項及び時期を定めるとともに、市長が行うこととなる「任命権者からの報告の概要及び公平委員会からの報告の公表」について当該公

条例を定めることについて

原案可決

児童福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、児童福祉法の引用条項を改めたものです。

川越市衛生関係事務手数料

条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

埼玉県から移譲される事務に係る手数料を徴収する等のため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、埼玉県から薬事法に基づく薬局の開設の許可等の事務が本市に移譲されたため、薬局開設許可申請手数料等及びその金額について定めたものです。併せて、本市で徴収している薬事法に基づく医薬品販売業許可申請手数料等について、その金額を改定したものです。

川越市結核検査協議会条例

の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

結核予防法及び結核予防法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、本市の「結核の診査に関する協議会」の名称を「川越市結核診査協議会」と定め、委員の定数及び任期、委員長の選出方法及びその職務について定めたものです。併せて、本条例の一部改正に伴う条名の

整理をしたものです。

川越市保健所条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

水質基準に関する省令の規定により、有機物に関する水質試験の試験項目が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、一般飲料水試験のうちの理化学的試験に係る試験手数料を、四千円から六千二百円に改定したものです。

川越市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

従来、破産法が廃止され、新たな破産法が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、これまでの破産法では、破産の宣告により破産手続を開始していましたが、新しい破産法では、破産手続開始の決定によることとなったため、規定の整備をしたものです。

川越市文化財保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

文化財保護法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、文化財の定義の民俗文化財の中に民俗技術を追加し、併せて、新たな文化財の定義として文化的景観を規定したものです。

川越市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

文化財保護法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、文化財保護法の引用条項を改めたものです。

川越市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

川越市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、総務常任委員会の所管から国体事務局に係る規定を削除したものです。

包括外部監査契約

を締結

包括外部監査契約について

原案可決

当該契約の締結に当たり、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬとされていることから、包括外部監査契約に係る契約の目的、契約の始期、契約の金額及び相手方を定めることについて、議会の議決を求めたものです。

なお、契約の始期、金額及び相手方は次のとおりです。

- 一、契約の始期

平成十七年四月一日

- 二、契約の金額
- 一千七百万円を上限とする額

- 三、契約の相手方

川越市大字今福 二千七百二十九番地一 佐野 勝 正 (公認会計士)

議員提案の意見書一件を可決

今定例会第一日(二月二十八日)に、議員提案による意見書一件を原案可決し、関係機関に送付しました。

自動車の「川越」ナンバー創設の実現に関する意見書

原案可決

政府は、地域振興や観光振興等の観点から運輸支局や自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、地域名を表示できるいわゆる「ご当地ナンバー」を認めることとした。

政府においては、厳しい財政状況の中ではあるが、「川越」ナンバーの創設を実現するよう強く要望する。

本市は、地域名として「川越」の自動車ナンバープレートの創設に向け、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町とともに、積極的に取り組んできた。

なお、このたびのナンバーの創設にあたっては、自動車検査登録事務所の管轄がまたがる場合も地域名表示が可能となるようあわせて要望する。

「川越」ナンバーの創設は、これまで広域行政を推進してきた当該地域の一体性をさらに高め、表示された「川越」の地域名を全国にアピールし、観光客など

もって、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣あて提出するよう提出者小林 薫議員、賛成者山口 肇議員ほか八名の議員より提出されました。



議事あらまし

第一日(二月二十八日)会期を二十五日間と決定。次に議席の一部変更を実施した後、継続審査となっていた案件について、各委員長より報告が行われ、審議の結果、請願二件のうち一件をさらに継続審査、一件は請願者からの取下げ願を了承することに決定。また、平成十五年度決算十三件及び地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題については、さらに継続審査と決定。続いて、報告事項五件の報告を受けた後、提出案四十一件について提案理由の説明を実施。引き続き議員提案による意見書一件を原案可決

休会。

第三日(三月二日) 提出案

に対する質疑を実施。

第四日(三月三日) 提出案

平成17年度当初予算

一般会計・特別会計(12会計)の総額は 1,693億8,265万円余に

今定例会には、平成17年度一般会計予算など当初予算13件が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

今年度の当初予算は昨年度と比べ、一般会計で10.1%(97億8千万円)の減、特別会計12会計の合計で5.7%(44億3,682万1千円)の増、全体の予算では3.1%(53億4,317万9千円)の減となっています。

平成17年度一般会計予算の総額は873億2千万円、特別会計12会計の予算額は合計で820億6,265万9千円で、各会計別の予算額は次の表のとおりです。

(表1)平成17年度会計別予算額

(印は減)

会計別	平成17年度当初	平成16年度当初	増減額	増減率	
	千円	千円	千円	%	
一般会計(イ)	87,320,000	97,100,000	9,780,000	10.1	
特別会計	国民健康保険	26,406,800	25,192,000	1,214,800	4.8
	老人保健医療	20,460,379	19,464,067	996,312	5.1
	休日急患・小児夜間	63,310	55,600	7,710	13.9
	介護保険	10,029,600	9,046,400	983,200	10.9
	母子寡婦福祉資金貸付	96,450	52,800	43,650	82.7
	競輪	3,069,000	3,396,300	327,300	9.6
	公共地下駐車場	240,700	276,200	35,500	12.9
	交通災害共済	68,500	69,100	600	0.9
	農業集落排水	188,900	628,200	439,300	69.9
	西口土地区画整理	372,600	873,800	501,200	57.4
	水道	9,907,370	9,567,113	340,257	3.6
	公共下水道	11,159,050	9,004,258	2,154,792	23.9
特別会計・小計(ロ)	82,062,659	77,625,838	4,436,821	5.7	
総計(イ)+(ロ)	169,382,659	174,725,838	5,343,179	3.1	

- ▼ に対する質疑を実施した後、議案六件については委員会付託を省略し、原案可決。次に追加提出された議員提案による付帯決議一件を原案可決。
- ▼ 第五日(三月四日)提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。
- ▼ 第六日(三月五日)及び第七日(三月六日)本会議休会。
- ▼ 第八日(三月七日)提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。
- ▼ 第九日(三月八日)本会議休会。議会運営委員会開催。
- ▼ 第十日(三月九日)通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十一日(三月十日)通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十二日(三月十一日)通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十三日(三月十二日)及び第十四日(三月十三日)本会議休会。
- ▼ 第十五日(三月十四日)通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十六日(三月十五日)本会議休会。
- ▼ 第十七日(三月十六日)通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十八日(三月十七日)通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十九日(三月十八日)本会議休会。四常任委員会開催。
- ▼ 第二十日(三月十九日)から第二十二日(三月二十一日)まで本会議休会。
- ▼ 第二十三日(三月二十二日)

(表2) 平成17年度一般会計予算の財源内訳

区 分		当初予算額 (千円)	構 成 比 (%)
自主財源	市 税	47,565,286	54.5
	分担金及び負担金	788,451	0.9
	使用料及び手数料	1,702,708	1.9
	財 産 収 入	622,614	0.7
	寄 附 金	1,620	0.0
	繰 入 金	2,668,300	3.1
	繰 越 金	2,300,000	2.6
	諸 収 入	4,351,827	5.0
小 計		60,000,806	68.7
依存財源	地 方 譲 与 税	2,063,300	2.4
	利 子 割 交 付 金	142,000	0.2
	配 当 割 交 付 金	95,238	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	36,000	0.0
	ゴルフ場利用税交付金	95,000	0.1
	地方消費税交付金	2,952,000	3.4
	自動車取得税交付金	760,000	0.9
	地方特例交付金	1,729,800	2.0
	地方交付税	2,000,000	2.3
	交通安全対策特別交付金	60,000	0.1
	国 庫 支 出 金	8,334,350	9.5
	県 支 出 金	2,216,306	2.5
	市 債	6,835,200	7.8
	小 計		27,319,194
一 般 会 計 歳 入 合 計		87,320,000	100.0

市民一人あたり額(一般会計)

歳 入		歳 出	
市 税	第1位	民 生 費	第1位
143,162円		81,054円	
国庫支出金	第2位	教 育 費	第2位
25,085円		37,875円	
市 債	第3位	衛 生 費	第3位
20,573円		36,934円	
諸 収 入	第4位	土 木 費	第4位
13,098円		28,352円	
地方消費税交付金	第5位	総 務 費	第5位
8,885円		27,025円	
繰 入 金	第6位	公 債 費	第6位
8,031円		24,351円	
繰 越 金	第7位	消 防 費	第7位
6,922円		11,257円	
そ の 他		そ の 他	
37,060円		15,968円	
合 計		262,816円	

自主財源：地方公共団体（県や市町村）が自ら収入額を見積り賦課し徴収する等により、自分の手で確保することができる収入（財源）のことです。

依存財源：国あるいは都道府県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入（財源）のことです。



河越館跡



農業集落排水施設

本会議休会。総務・厚生・建設の三常任委員会開催。

▼ 第二十四日（三月二十三日）本会議休会。

▼ 第二十五日（三月二十四日）最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、議案三十五件を原案可決。次に追加提出された同意七件、意見二件をそれぞれ同意した後、議員提案による議案二件を原案可決し閉会。

(表3) 平成17年度一般会計予算の歳出内訳と主な事業

区 分	当初予算額 (千円)	構 成 比 (%)	主 な 事 業
議 会 費	667,614	0.8	
総 務 費	8,978,964	10.3	第三次総合計画策定 市民アンケート実施 第二次国際化基本計画策定 市立大学設立準備 電子申請システム運用管理 仮称大東地区地域ふれあいセンター整備 防犯活動促進 市内循環バス改善策検討 交通安全対策推進 行政改革推進 国際交流センター運営管理 地域振興ふれあい拠点施設整備 人権推進 仮称東部地域ふれあいセンター建設 男女共同参画推進 交通円滑化方策検討 放置自転車対策推進 南古谷駅エレベーター設置
民 生 費	26,929,998	30.8	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進 老人憩いの家整備 居宅介護サービス・グループホーム等施策充実 次世代育成支援対策行動計画推進 こども医療費支給 健康長寿奨励金 障害者計画推進 保育サービス充実 つどいの広場設置 青少年健全育成推進
衛 生 費	12,271,374	14.1	健康増進 健康相談 感染症対策 環境基本計画推進 1%節電プラス1運動 緑地保全 産業廃棄物等不法投棄監視 生ごみ処理機補助 焼却灰等再資源化 新清掃センター建設 健康診査 母子保健充実 食品衛生指導 環境マネジメントシステム推進 住宅用太陽光発電システム導入推進 緑化推進 集団回収 かわごえ環境推進員制度 ごみ処理施設維持管理 健康教育 精神保健福祉対策 環境衛生指導
労 働 費	456,104	0.5	若年者就職面接会開催
農 林 水 産 業 費	1,144,850	1.3	農業生産基盤整備 農産物直売所整備 後継者育成・確保 ブランド米作り促進
商 工 費	2,623,748	3.0	中小企業関係融資 商店街振興対策補助 川越まつり協賛会補助 新河岸川観光舟運 鏡山酒造跡地活用 商工業振興 産業振興ビジョン推進 「義経」関連事業等補助 川越まつり会館運営管理
土 木 費	9,419,747	10.8	幹線道路整備 橋りょう整備 都市計画街路整備 ゆずりあい道路整備 霞ヶ関駅北口整備 町名地番整理 伊佐沼公園整備 生活道路整備 北環状線関連道路整備 歴史的地区環境整備街路整備 屋外広告物事務 本川越駅周辺地区整備 仮称川越市森林公園整備
消 防 費	3,740,080	4.3	防災施設設置管理 災害時緊急マニュアル策定 自主防災組織結成促進
教 育 費	12,583,816	14.4	小・中学校大規模改造・耐震補強 小学校校庭一部芝生化 仮称高階地区公共施設整備 仮称西公民館整備 伝建地区保存整備 少人数学級編成推進 すくすく子どもサポーター配置 月越小学校改築 生涯学習基本構想・基本計画推進 仮称名細地区統合公民館建設 仮称霞ヶ関西公民館整備 河越館跡整備 スクールボランティア作戦 英語指導助手派遣
災 害 復 旧 費	2,000	0.0	
公 債 費	8,090,614	9.3	
諸 支 出 金	281,091	0.3	
予 備 費	130,000	0.1	
一般会計歳出合計	87,320,000	100.0	

算 正 予 算 9 件 を 可 決

繰越明許費について定めたものです。

この補正の主な内容は、仮称
菅間学校給食センター建設事業
について、平成十六年度内の完
成が困難であるため、十四億九
千八百四十六万一千円を明許繰
越したものです。

**平成十六年度川越市一般会
計補正予算(第四号)**
原案可決

歳入歳出予算の総額から歳入
歳出それぞれ二十億四千七百三
十三万六千円を減額し、歳入歳
出予算の総額をそれぞれ九百五
十五億二千七百四十八万八千円と
したものです。

この補正の主な内容は、歳入
については、歳出補正の確定に
伴う財政調整基金繰入金の減額
分等を計上し、歳出については、
事業の精算等に伴う減額分等を
計上したものです。併せて、継
続費補正については、し尿処理
施設整備事業の総額及び平成十
七年度の年割額の変更と仮称高
階地区公共施設建設事業の平成
十六年度以降の年割額を改更し、
繰越明許費補正については、園
芸特産振興施設整備事業他につ
いて、平成十六年度内の事業の
完了が見込めないため、明許繰
越としたものです。さらに、地
方債補正については、道路新設
改良事業に係る地方債を追加し、
民間社会福祉施設整備事業費他
について起債対象事業費の確定
に伴い、地方債の限度額を変更

したものです。

**平成十六年度川越市国民健
康保険事業特別会計補正予算
(第三号)**
原案可決

事業勘定の歳入歳出予算の総
額にそれぞれ三億四千六百五十
六万七千円を追加し、歳入歳出
予算の総額をそれぞれ二百五十
三億九千三百万三千円とし、事
業勘定と施設勘定を合わせた国
民健康保険事業予算の総額は二
百五十七億一千六百六十二万二
千円となりました。

この補正の主な内容は、保険
給付費の増加に伴う追加所要額
等を計上したものです。
**平成十六年度川越市老人保
健医療事業特別会計補正予算
(第三号)**
原案可決

歳入歳出予算の総額にそれぞ
れ四億五千七百三十三万三千円を追
加し、歳入歳出予算の総額をそ
れぞれ二億二億三千五百七十七
万二千円としたものです。
この補正の主な内容は、医療
費の増加に伴う追加所要額を計
上したものです。

**平成十六年度川越市介護保
険事業特別会計補正予算(第
一号)**
原案可決

歳入歳出予算の総額にそれぞ
れ一億三千八百四十四万四千円を追
加し、歳入歳出予算の総額をそ
れぞれ九十一億五千二百四十四
万四千円としたものです。

この補正の主な内容は、介護
保険保険給付費準備基金への積
立てに伴う追加所要額を計上し

たものです。

**平成十六年度川越市農業集
落排水事業特別会計補正予算
(第一号)**
原案可決

歳入歳出予算の総額からそれ
ぞれ九千八百五十五万五千円を減額
し、歳入歳出予算の総額をそ
れ五億三千四百五十五万五千円と
したものです。

この補正の主な内容は、精算
等に伴うものです。併せて、地
方債補正については、起債対象
事業費の確定に伴い、地方債の
限度額を変更したものです。

**平成十六年度川越市川越都
市計画川越駅西口第二工区土
地区画整理事業特別会計補正
予算(第二号)**
原案可決

歳入歳出予算の総額からそれ
ぞれ八千二百万円を減額し、歳
入歳出予算の総額をそれぞれ七
億八千七百七十七万四千円とし
たものです。

この補正の主な内容は、精算
等に伴うものです。併せて、地
方債補正については、起債対象
事業費の確定に伴い、地方債の
限度額を変更したものです。

**平成十六年度川越市水道事
業会計補正予算(第二号)**
原案可決

収益的収入から七百八十六万
七千円を、収益的支出から八千
六百七十八万円を、資本的支出
から三千七百十九万円をそれぞ
れ減額し、水道事業会計予算の
総額を九十五億二千五百四十八

万八千円としたものです。

この補正の主な内容は、諸事
業の精算等に伴うものです。併
せて、業務予定量の変更をした
ものです。

**平成十六年度川越市公共下
水道事業会計補正予算(第一
号)**
原案可決

収益的収入に五千四百七十九
万六千円を、収益的支出に六千
八百四十万五千円をそれぞれ追
加し、資本的収入から二億二千

二百二十四万六千円を、資本的
支出から二億七千三百万円をそ
れぞれ減額し、公共下水道事業
会計予算の総額を八十七億八千
六百五十四万四千円としたもので
す。
この補正の主な内容は、流域
下水道等維持管理に伴う負担金
の増額及び諸事業の精算に伴う
ものです。併せて、業務予定量
企業債、職員給与費及び他会計
からの補助金の変更をしたもの
です。

市議会臨時会から

市税条例の 一部改正 一件を可決

市税条例の 一部改正 一件を可決

平成十七年川越市議会第二
回臨時会は、四月十一日開会
され、議案一件を審議し、同
日閉会いたしました。

**川越市税条例の一部を改
正する条例を定めることに
ついて**
原案可決

地方税法等の一部改正に伴
い、条例の一部を改正したも
のです。

改正の主な内容は、個人市
民税については、年齢六十五

歳以上の者で前年の合計所得
金額が百二十五万円以下のも
のに対する非課税措置を廃止
したほか、株式譲渡益課税の
特例制度の整備を行ったもの、
固定資産税については被災住
宅用地に対する税額軽減の特
例措置の延長を図ったもの、
都市計画税及び特別土地保有
税については地方税法等の改
正に伴う規定の整備をしたも
のです。

です。

今定例会には、一般会計補正
予算二件、特別会計補正予算七
件が提案され、原案どおり可決
されました。

これにより、平成十六年度本
市予算の総額は、一般会計九百
五十五億二千七百四十八万八千
円、特別会計七百八十四億九千二
百四十四万九千円、合計一千七百
四十四億一千九百五十九万七千
円となりました。

**平成十六年度川越市一般会
計補正予算(第三号)**
原案可決

仮称川越市立菅間 学校給食センター 新築工事の 工期変更を可決

仮称川越市立菅間学校給食センター新築工事請負契約の変更について 原案可決

仮称川越市立菅間学校給食センター新築電気設備工事請負契約の変更について 原案可決

仮称川越市立菅間学校給食センター新築給排水その他設備工事請負契約の変更について 原案可決

仮称川越市立菅間学校給食センター新築厨房設備工事請負契約の変更について 原案可決

以上五件の案件は、工事請負契約の工期を次のとおり変更したものです。

(変更前の工期)
平成十七年三月十五日まで
(変更後の工期)
平成十七年五月十三日まで

なお、仮称川越市立菅間学校

給食センター新築工事請負契約の変更についてなど関連議案に対して次のとおり附帯決議がなされました。

「仮称川越市立菅間学校給食センター新築工事請負契約などについては、昨年の六月議会で種々議論がされ、会期を延長し議決した。それにもかかわらず、今回工期を延長したいということだが、その間の経過も一切議事に報告もされなかったことは、議会軽視もはなはだしく誠に遺憾である。よって、一、このような事態を招いた責任の所在を明らかにすること。一、このような事が起きないように体制を整えること。一、子供たちの学校給食に支障をきたさないよう配慮すること。右、決議する。」

所属会派等の変更

このたび議員の所属会派の変更が次のとおりありました。

伊藤 義郎 議員
(変更前の会派)
啓政会

平成十七年二月九日付
なお、伊藤議員は無所属として活動します。
この変更により、市議会各会派の所属議員数は次のとおりです。

啓政会十九名、公明党議員団七名、プロジェクト川越21四名、日本共産党川越市議会議員団三

名、市民クラブ二名、民主党議員団二名、社会民主党一名、無所属二名

議席の一部変更について

市議会の議席の一部が次のように変更されました。
第三十七番 伊藤 義郎
(第四十番から変更)
第三十八番 栗原 賢一
(第三十七番から変更)
第三十九番 新井 喜一
(第三十八番から変更)
第四十番 石川 良三郎
(第三十九番から変更)

彩の国

さいたま人づくり

広域連合

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について 原案可決

平成十七年一月一日をもって入間郡名栗村が飯能市に編入されたことにより、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて協議するため、議会の議決を求めたものです。

彩の国さいたま人づくり広域連合規約の変更について

原案可決

彩の国さいたま人づくり広域連合の事務所の位置を、さいたま市北区土呂町二丁目二十四番

地一に改めることにより、当該事務所の位置の変更に係る規約変更について協議するため、議会の議決を求めたものです。

平成15年度決算は さらに継続審査

平成十六年十一月三十日開会の市議会第五回定例会において、継続審査となっていた平成十五年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十一決算及び、平成十五年度川越市水道事業会計決算認定について並びに平成十五年度川越市公共下水道

議場コンサート

今定例会において、本会議の開会前に議場コンサートを開催しました。今回は、埼玉県吹奏楽コンクールB部門地区大会銀賞、県大会銅賞などの実績がある、市内の川越西高等学校吹奏楽部の生徒十四名により、「ガーシュイン・エア」(金管八重奏)ほか二曲の演奏が行われました。



地域振興ふれあい拠点施設 建設にかかわる川越駅西口 周辺整備対策特別委員会

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会は、平成十六年十一月三十日開会の市議会第五回定例会閉会后、継続審査となっていた議事事件について、六日間にわたり審査いたしました。

請願の審査結果

請願番号	件名	提出者	付託委員会	結果
請願第3号 (平成16年6月提出)	池袋東口場外車券売場での公営競技主催計画の撤回に関する請願書	池袋東口場外車券売場設置反対連絡協議会代表 森 弘治	厚生	継続審査
請願第7号 (平成16年12月提出)	認可保育園の保育充実を求める請願書	川越市私立保育園協会 会長 下田 俊郎 ほか 2,421名	厚生	取下げ 承了

市政に関する 一般質問

今定例会では、六日間にわたり二十七名の議員から一般質問が行われました。発言者及び質問事項は次のとおりです。

※ ※ ※

小林 薫 議員

一、児童・生徒の個人情報について

二、観光行政について

(1)川越まつりについて

(2)鏡山跡地利用について

(3)「観光都市」川越について

(4)その他

岩崎 哲也 議員

一、市庁舎と庁舎周辺の課題について

二、市民自治について

(1)市税1%分の予算を地域等で決める事について

(2)その他

加藤 昇 議員

一、旧町名復活をめざして

二、「スポーツ拠点づくり推進事業」及び市の考え方について

大野 慶治 議員

一、街区公園に介護予防遊具の設置について

二、空き教室の活用について

三、寺尾調節池の関連について

石川 隆二 議員

一、e・ラーニングの実施について

二、「安全、防犯情報メール」の導入

三、自治体の機密文書について

牛窪 多喜男 議員

一、循環型経済システムへの川越市の取り組みについて

二、住民異動の本人確認について

高橋 剛 議員

一、川越サンロード防犯カメラ設置について

二、市内中小企業の現状について

神田 寿雄 議員

一、本市産業の振興について

吉田 光雄 議員

一、川越駅東口ペDESTリアンデッキの補修について

関口 勇 議員

一、国民保護法の施行（平成十六年九月十七日）を受け地方自治体が整備すべき課題について

松井 釜太郎 議員

一、学校の安全について

二、鋼材価格の高騰による公共事業への影響について

三、川越市の市村合併五十年の節目について

四、公共工事より発生する残土について

五、公共施設を借地に建設することについて

新井 金作 議員

一、防災への取り組みについて

二、観光客増加への取り組みについて

小野澤 康弘 議員

一、地域再生計画とまちづくりについて

三、伊佐沼（周辺を含む）について

喜久蔵 議員

一、農業用ため池として

(2)観光資源としてどうとらえるか

若海 保 議員

二、農村地域における通学路の安全対策について

一、富士見有料道路と市道五〇一七号線との丁字路を交差点へ改良整備し、渋滞円滑化対策について

二、泉町地区児童・生徒の通学路等について

松岡 秀仁 議員

一、防犯対策の推進について

倉嶋 美恵子 議員

一、中層住宅への階段昇降機設置について

二、次世代育成支援のとりくみについて

三、市内の耕作放棄地のあり方について

中村 孝治 議員

一、児童福祉施策の推進について

二、市民の健康増進施策について

清水 水京子 議員

一、人事評価制度について

二、学校における健康教育について

三、出産後の母親に対する支援について

小ノ澤 哲也 議員

一、地球温暖化に対する市の取り組みについて

二、市民の安心・安全を守るために

江田 俊雄 議員

一、企業誘致について

(1)川越工業団地の拡張

(2)その他

菊地 実 議員

一、新清掃センター建設などについて

二、市立図書館などについて

一、雨水対策と利用式・浸透式の啓発について

二、情報公開制度について

川口 知子 議員

一、予防接種について

二、(仮)池辺公園の整備促進について(パート二)

佐藤 恵士 議員

一、国民保護法と市の対応について

二、学童保育施設の増設について

山村 健仁 議員

一、市長の公約と基本姿勢について

二、市の公共工事発注に関する

諸問題について

三、河越館跡の史跡公園整備について

山木 綾子 議員

一、川越の観光行政と広報活動について

二、交番・駐在所の再編成について

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

議員活動のより一層の円滑化に資するため、本会議及び委員会の欠席等の届出に係る規定の整備等をしたものです。

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決

公平委員会委員

次の方々を選任することに同意しました。

(敬称略)

川越市幸町五番地十二

山本 元晴

川越市大字古谷本郷

千二百九十四番地 鈴木 良枝

固定資産評価 審査委員会委員

次の方々を選任することに同意しました。

(敬称略)

川越市大字上寺山

百四十七番地 帯津 永太郎

人権擁護委員

次の方々を推薦することに同意しました。

(敬称略)

川越市砂新田三丁目

十一番地一 神谷 倫子

川越市大字豊田本

九百三十九番地 三芳 啓作

教育委員会委員

次の方々を任命することに同意しました。

(敬称略)

川越市大字菅間

七百四十九番地七 長澤 仁志

川越市仙波町四丁目

二十六番地十三 伊藤 幾造

川越市旭町一丁目一番地十七

白倉 喜美枝

日高市大字高萩

二千二百二十八番地三 山浦 秀男